

産業廃棄物処理施設変更許可証

平成28年11月11日

住所 大阪市住之江区新北島三丁目6番45号

氏名 木材開発 株式会社

〔法人にあつては名称
及び代表者の氏名〕 代表取締役 谷 正剛

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

福岡市長 高島 宗一郎



許可の年月日	平成28年11月11日	許可番号	第222号
施設の種類及び 処理する産業 廃棄物の種類	施設の種類 破砕施設 (株御池鉄工所製 MHM-300BH) 産業廃棄物の種類 木くず, 以下余白		
設置場所	福岡市東区東浜二丁目82番16, 85番25		
処理能力	237t/日 (12時間)		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項 の規定による許可 証の提出の有無	なし		
留意事項	1 施設の設置にあたっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁にすみやかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		